

第74回行政苦情救済推進会議議事概要

1 日 時：平成20年2月12日（火）14:00～16:00

2 場 所：中央合同庁舎第2号館1002会議室

3 出席者

（メンバー）

座 長	堀 田	力
	秋 山	收
	大 森	彌
	加賀美	幸 子
	加 藤	陸 美
	小早川	光 郎
	谷	昇

（敬称略）

（総務省）

行政評価局長	関	有 一
大臣官房審議官	新 井	英 男
行政相談課長	新 井	豊
行政相談業務室長	榎 本	泰 士

4 会議次第

（1）新規付議事案の審議

健康保険任意継続被保険者の保険料の納付期限について

（2）既付議事案の審議

①障害者自立支援制度における心身障害者扶養共済給付金の取扱いの改善

②郵便貯金の払戻金に関する権利消滅について

5 議事

（堀田座長）

委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところご出席いただき誠にありがとうございます。

本日は、お手元の議事次第のとおり、新規付議事案1件、既付議事案2件について進めてまいりたいと思います。

はじめに、「健康保険任意継続被保険者の保険料の納付期限について」の事案について事務局から説明してください。

(1) 新規付議事案の審議

健康保険任意継続被保険者の保険料の納付期限について

《室長から事案の概要を説明》

(事案の概要)

- 私は、政府管掌健康保険の任意継続被保険者であったが、保険料の納付期限の日に妻が体調を崩し、看病等を行っていたため、保険料の納付ができず、翌日に納付したところ、後日、社会保険事務所から任意継続被保険者資格喪失の通知と保険料の還付請求書が届いた。納付が1日遅れただけで、一方的に資格喪失されるのは納得できないことから、社会保険事務所に出向いて説明を求めたが、制度上そのようになっており、仕方がないとのことであった。しかしながら、やむを得ない事情がある場合等においては、納付期限を過ぎて納付した場合においても資格喪失されないようにしてほしい。

(堀田座長)

事務局で論点を整理してくれていますが、これ以外の点でも結構です。ご意見をお願いします。

(加藤委員)

何故、任意継続制度が創られたかという、希望に添うところにすぐに就職できないということが比較的多かった時代に、2年間が限度ですが、引き続き入っていれば、健康保険制度を続けていくことができるという実態を維持しようというのがねらいであり、前提として、本人の継続の意思が背景にあるわけです。したがって、事務的に言えば、事案の概要でみられるような社会保険事務所のような答えにならざるを得ないと思いますが、1日遅れだからどうこうというのは、あまり問題にする話ではないと思います。まずは、保険料納付に関し、もっと簡便な方法、例えば、口座振替やコンビニ決済の活用など、納付方法をもっと多様化するのが一番ではないでしょうか。もう一点は、ルーズになってはいけませんが、1日遅れにより即資格喪失というのはいかがなものかと思います。制度本来の性質からみて、1日遅れに対し、それほど構えるべきものではないと思います。

(大森委員)

この方は資格喪失されて、その後どうされているのですか。

(室長)

国民皆保険ですので、この方は国民健康保険に申請を出されました。地方公共団体によって国民健康保険料は若干異なりますが、往々にして任意継続保険料の方が安いようです。

(大森委員)

私も国家公務員共済の任意継続に2年入って、その後国民健康保険に加入しましたが、国民健康保険の方が高いです。任意継続の方が有利です。

(室長)

標準報酬にもよるようですが、トータル的には任意継続保険料のほうが安いようです。

(大森委員)

この方は、実際には、やむを得ず国民健康保険の方に加入されていますので、この方自身について救済するわけではなくて、この方のようなケースの運用を改善することですね。

(室長)

その通りです。任意継続の被保険者は約45万人、政府管掌健康保険被保険者が約1,950万人おりますので、中にはこういう不満も出てくるものと思われま

(大森委員)

10日間という期間の設定の意義ですが、それを仮に延ばしたからといって、この問題は、解決するわけではないと思います。一定期間というのをどのくらいに見込むのか、その場合の理由は何なのかという話よりも、納付期間を徒過しても、どういった場合にある程度認めるべきか、その運用の余地を検討する話ではないでしょうか。

(加賀美委員)

期間を延長するにしても、そのための理由が必要だと思います。

(谷委員)

一方で、行政に対する過剰依存ということがあり、他方で、昨今は自己責任という考え方がありますが、この問題は、基本的に自己責任に属する問題だと思います。それだけに何故10日間なのか、何故このように短いのか、この点を国民に納得させてから自己責任を求めるべきものであり、それが出来ないようであれば、この問題は期間の延長により解決すべきものと思われま

(小早川委員)

遅れる人は、期間を延ばしても遅れます。遅れる理由があれば、期間の長短に関わりなく遅れる人が出てくるわけですが、何故遅れるのか、うっかりとか、面倒だったからとか、特に理由もなく遅れるケースもたくさんあり、そういうときには、10日間であるのか1月間であるのかで、相当異なってきます。保険料は、納付書により納付することになっています。納付期間が始まってから納付書が送付されてくる例もあるようですが、納付書が無ければ納付できないわけですから、これでは納付期間を設定しているといっても無意味であり、そもそも制度設計がおかしいのではないのでしょうか。

(室長)

納付書は、月初めに届くように送付しているとのこと。1日までに届けばベストですが、場合によっては、2、3日遅れる場合があります。

(加賀美委員)

10日という日の設定は、もしかしたらあまり意味がなく、便宜的に10日としたのでしょうか。

(室長)

先程説明しましたとおり、事業主の場合ほど期間を要しないことや厚生年金の任意継続が10日であったことが、その理由のようですが、出納管理上の関係もあると思われます。

(秋山委員)

10日までというのは一応良いとして、もっと余裕をもって納付できるような制度にすべきだと思います。10日過ぎてもリカバリーできる制度ではないため、制度としてゆとりがなさすぎると思います。

(堀田座長)

納付書が到着してから10日間というのは短すぎるという印象が強いですね。一般的に期間が短く設定されていれば、期間を徒過した場合の「正当な理由」の解釈の幅も緩やかになるということになりますが、その辺りはいかがでしょうか。

(谷委員)

1月間位の納付期間であれば、期間徒過による資格喪失は、自己責任であるということが言えますし、本人も納得される確率が高いと思います。

しかし、それが10日間ですと、行政に責任が転嫁され、自己責任のウェイトが小さくなると思われれます。

(加藤委員)

受給期間は1か月単位ですから、1か月の半分が15日ですので、10日くらいに設定せざるを得なかったのだと思います。ですから、制度の趣旨からして、10日の締めはそのままにしておいて、納付方法の多様化を考えるのが一番いいのではないのでしょうか。

(室長)

公務員の共済の例で言いますと、前月の始めから納付できるようになっています。ただ、前月から納めるようにするには、前納制度とバッティングしないよう、適切な期間を設定する必要があると思います。

(加藤委員)

もっとも、社会保険事務所から送付する納付書が納付期間開始日から2、3日遅れても、それは勘弁してくださいと言っておいて、納付の方が1日でも遅れたら資格喪失というのは、やはりおかしいと思います。

(室長)

例えば、5日になっても納付書が届かず、社会保険事務所に連絡した場合であっても、10日の線は崩せないそうです。

(堀田座長)

期限については、少し合理的な期限を設けるとして、「正当な理由」の方はどうですか。

(谷委員)

「正当な理由」については、期間が長ければそういったことは問題になりませんが、あまり期間が短いと、不満につながってくると思います。単なる事務的な処理で10日としているということではなく、こういった理由で事務に支障をきたすというような、

はっきりとした納得できる理由がなければ、「正当な理由」を厳格に運用すべきではないと思います。

(堀田座長)

納得できるだけの理由がなければ、合理的な期間にせよという意見になりますね。

(加賀美委員)

1日でも期限を過ぎたら駄目という問題よりも、払う意思があるのに、どうしても期限を過ぎてしまったという場合をどうするか。それを考えるべきだと思います。

(小早川委員)

私も谷先生と同感で、期間の長さは、「正当な理由」の認定と関連するのではないかと思います。一方、「正当な理由」の基準は必要であり、これは○、これは×といった客観的な基準は必要です。しかし、これを固定的にする理由は必ずしもなく、社会保険事務所で、個々の事例からその都度判断できるものであればいいのではないのでしょうか。初めから杓子定規に決めておいて、それ以外の理由は絶対認められないということではないと思います。本件のケースで言えば、奥さんの病気というのは、「正当な理由」に当たると思います。ただし、それが社会保険事務所によって区々であってはならないので、統一する仕組みは必要であると思われまます。

(堀田座長)

納付期限を徒過した場合に認められる「正当な理由」の具体化を図るということについては、あっせんするという方向でしょうか。

(大森委員)

「正当な理由」として、天変地異みたいなことを想定されていますが、実際の暮らしの中には本件のようなケースが起り得ます。本人に払う意思はありましたが、たまたま奥さんが病気になってしまったというのは、本人の責めに帰すべき事由ではないと思います。

(秋山委員)

「正当な理由」というのは、いかにも規範的な立法論になってしまっていますが、「正当な理由」という表現がとられていても、内容的には「やむを得ない理由」と解して対応すべきと思われまます。生活密着型の行政ですから。

(堀田座長)

「正当な理由」については具体化を図るけれども、その都度判断するということも必要ということでしょうか。本件でいえば「正当な理由」に当たると言えます。それでは次に、事務局提案の「納付期限の周知方法の見直し」趣旨を教えてください。

(室長)

「納付期限の周知方法の見直し」を論点とした趣旨は、社会保険庁や一部の社会保険事務所では、チラシやパンフレットを作成し、周知を図っているところですが、本件のような相談が後を絶たないことから、これらについて改善の余地があるのではないかと思います。一部の社会保険事務所では、納付書に色刷りの用紙を挟み込んでいるところもあるようです。

(堀田座長)

周知のしかたに改善の余地があるとの事務局の考えがありますが、こちらについてもあっせんしますか。

(加藤委員)

周知方法の改善は当然のことですので、むしろ期限の延長の方に絞った方がよいのではないのでしょうか。

(小早川委員)

納付書に期限は記載されていますか。

(室長)

記載されています。

(小早川委員)

もう1枚紙を入れたからといって、必ずしもそれを読んでもくれるとは限りません。

(谷委員)

単なる期限の明示ではなく、警告書と言ったらおかしいのでしょうか、10日を過ぎると資格喪失するということは明記されているのでしょうか。

(室長)

資格喪失の注意喚起のチラシを納付書に同封している社会保険事務所が一部みられます。

(堀田座長)

口頭で言っていたのはいいことですから、この点どんどん言っていたくとして、「正当な理由の具体化」、「保険料納付方法の多様化」、「納付期限の延長」については、あっせんする方向でしょうか。

(室長)

「納付期限の延長」についてあっせんする場合がありますが、例えば、納付期間を倍にするという意味で、遡って前月の21日からというような具体的な期間もあっせんの内容に加えた方がいいのでしょうか。

(堀田座長)

これだけの期間とこちらで決めてあっせんすることは難しいのではないのでしょうか。

(大森委員)

期間の延長についてあっせんする場合は、実務上可能か、何らかの支障をきたすようなことはないかについての確認をしておいた方がよいと思います。

(室長)

分かりました。

(加藤委員)

期間の延長についてあっせんする場合は、医療機関からの診療報酬請求が、翌月に出されますが、その際、この人が健康保険被保険者なのかを確認する手続きとの関係について、確認しておく必要があると思います。

(室長)

共済の場合の納付期間は、前月の1か月間となっており、ご指摘の関係については

あまり違わないはずですので、支障が生じるとは思われません。

(加藤委員)

共済のように前月の末日までの1か月の納付期間というのは、健康保険においてはきつように思います。いずれにしても、そういう方法を検討してもらうに当たっては、資格確認との関係で支障が生じないかについて、注意が必要だと思います。

(局長)

期間延長のあっせんに当たっては、納付期間の開始前に肝心の書類が届いていないこともあるようですので、必ず開始前までに届くよう改善することについても含めて考える必要があると思います。

(堀田座長)

それでは、期間延長の点については、その点も併せてあっせんする方向で進めてください。

(2) 既付議事案の審議

①障害者自立支援制度における心身障害者扶養共済給付金の取扱いの改善

《室長から事案の概要を説明》

(事案の概要)

- 障害者支援施設入所者のうち非課税世帯の場合は、障害者自立支援制度上施設の利用負担について各種の軽減措置が講じられるが、心身障害者扶養共済制度の給付金は、この軽減措置を行うに当たっての利用負担額算定の対象収入となっているため、給付金を支給されても目減りしてしまい、ほとんど手元に残らない。

一方、入所者の世帯が生活保護世帯の場合、障害者自立支援制度上の負担を求めないこととしているため、当該給付金を受給することとなっても、生活保護費ともども丸々手元に残ることとなっている。

給付金を障害者支援施設等の利用者負担額の定率負担や実費負担の算定の対象収入として認定しないよう制度を改善してもらいたい。

(堀田座長)

いかがでしょうか。前回ご欠席された委員の方からご意見頂戴できますか。

(小早川委員)

結論から言うと、「自立支援制度上の利用者負担の算定対象収入からの給付金の除外」の方で決めつけるのは、ちょっと難しいかなという感じはしております。ただ、現行制度でいかにも不合理な部分が出ているということは否めないという気がいたしました。障害者の方の福祉の増進・自立助長、それから保護者の方の掛金を払う意思というようなことを言われていますが、法律を作って、親御さんの気持ちを障害者の方のために生かす制度を法律で予定しているわけですから、それが場合によっては全

くプラスの結果をもたらさないのは、制度設計が間違っているからではないでしょうか。もし間違っていないとすれば、やはりこういう共済制度を作ったのですから、自立支援法上においてもこの共済制度を創った趣旨を活かすべきだと思います。一般法と特別法のような関係になるのではないのでしょうか。司法判断で示された、生活保護上の収入認定の基準の問題と自立支援法上の自己負担の算定方法の問題は、厚生労働省当局が言うように違うわけですし、それは必ず一致しないといけないというものではありませんが、共済制度を創った趣旨が活かされるように、直さないといけない部分はあると思います。ただ、それをどこまで直せばよいのか、掛金を拠出する意欲を出させるだけのメリットが残るくらいまで残すのか、例えば半額分だけ対象収入として算入というような考えも一つだと思います。

(大森委員)

厚生労働省の方も、自民党PTの抜本の見直しというのがありますから、当然利用者負担の軽減の方向でやらざるを得ませんので、あっせんすることにより、全体としてこの改革を進めるという意味が出てくると思います。あっせんする場合は、「利用者負担算定対象収入から除外」の考えであっても、「扶養共済制度の目的が損なわれない範囲での自立支援制度上の利用者負担の一定の見直し」の考えであっても、どちらももつともであると思いますが、はっきりものを言ってみて合理性を正す方向がいいのではないかと思います。

(堀田座長)

あっせんすることに非常に意味があることについては、異論はないかと思います。仮に、「利用者負担算定対象収入から除外」と「利用者負担の一定の見直し」の両方をあっせんするとしても矛盾しないですか。

(室長)

給付金をそっくり収入から除いていただき、2万円ないし4万円が手元に残るようというのが、「利用者負担算定対象収入から除外」の考えでございますが、この考えが何らかの事情により無理ということであれば、更に何らかのテクニックを使って、少しでも手元に残るようにできないかというのが、「利用者負担の一定の見直し」の考えでございます。

(秋山委員)

これから3年後の見直しの中で、最後は政治的ないろいろなパッケージが出てくるでしょうから、ある程度はっきりした線で我々の考えを出しておいたほうがよいと思います。わかりやすい言い方であっせんした方がよいでしょう。

(谷委員)

生活保護者と低所得者層との間で収入面でそれほど差がないのに、自立支援制度における利用者負担では大きな違いが生じているわけですが、印象として、あまりにも障害者の負担能力というものが前面に出過ぎているために、このような問題が発生しているものと思います。あまりにも機械的な計算をしすぎているために、経済的損得の犠牲になっているという被害者意識というようなものが当事者の間に出てしまっていると思います。これでは福祉制度そのものの問題の基本を消してしまうようなこ

とになりますから、思いやりのあるような制度に変えていくべきだと思います。したがって、私は、司法判断にあるような収入とはみなさないという考え方であっせんすべきだと思っています。

(堀田座長)

ここでいう障害者の「自立」というのは、厚生労働省も「自立」と言いますし、司法判断でも「自立」と言いますし、その「自立」の意味する内容が違うといえますか、厚生労働省が言う「自立」は、自分のことは自分のお金で負担することを「自立」とするという、そのような発想だと思います。司法判断で言っている「自立」というのは、基本的なところは公が負担した上で、その後は自由に自分のやりたいことに使うことを「自立」としているのではないかと思われまます。お金の使い方と自立のあり方については、大森先生いかがでしょうか。

(大森委員)

この問題における「自立」については、司法判断が正しいと思います。こちらとしては、「利用者負担算定対象収入から除外」の方のあっせんがいいと思います。まずは、「利用者負担算定対象収入から除外」の方であっせんし、それが無理なら、「利用者負担の一定の見直し」であっせんすべきだと思います。

(堀田座長)

自立と基本的に生活するための支援、この関係を整理しないといけないと思います。前回、1口ないし2口に制限した理由の確認をお願いして、その結果について本日事務局から説明がありましたが、親の財産と子どもの生活から考えると、親がたくさん遺産を残せば、それはそのまま子どもにいくわけだから、そのお金を使って自分の思うように生きてもらえばいい。だから、親というのは、別に給付金を使わなくても遺産を残してあげればいいわけだから、そこをわざわざ、こういう制度を創って、親にお金を出させるというのは、国の方で生活保護をしなければいけないという事態になっている可能性が強いということ。その時に、国の方から全面的に保護するよりも、少しずつは払い込める親には保険料を払ってもらいましょうと。全面的に保護をするよりは、親に掛金を出してもらって、マッチングギフトのように国の方も幾らか出して、そのお金で何とか暮らしてもらえれば、それは国としても財政負担上助かるし、親も助かるし子どもも助かるということで考えついた制度なのではないでしょうか。しかし、余り親にたくさん掛金を出してもらおうと、その後の給付金支給に係る国の負担が大変になるので、1口ないし2口に制限しているのではないかと思われまます。この制度というのはだいたいそんなラインでしょうか。

(室長)

生活保護に至るところまでにはらんだかは確認しておりません。

(大森委員)

生活保護との関係で制度設計をしたわけではなかったと思います。

(堀田座長)

親の気持ちを強調すれば、少しでも障害者の子どもが、自分のためにお金を使いな

がら、誇らしく生活してほしいというのがねらいでしょうから、それはそれで別のものとして収入に算入しないのが筋だと思います。ですから、そちらを強調するのであれば、全額不算入とすべきであるし、国の方も給付金により、生活保護への財政負担が軽減されることを前提としているとみるのであれば、「利用者負担の一定の見直し」の方だと思います。

(小早川委員)

問題点の分析は、座長のおっしゃるとおりだと思います。障害者の自立という言葉は厚生労働省が勝手に使っているように感じます。扶養共済制度が、生活保護の肩代わりまでにらんだものかどうかは分かりませんが、とにかく障害者対策の一部を親に負担してもらおうということです。公費ではなく自分の家族の拠出でやっているから、それが自立なんだという意味です。生活保護でいう被保護者が自立できるようにという、この自立とは全然意味が違うので、あえて同じ言葉を使っているのであれば、これはけしからん話です。全額不算入という理屈が本当に通るかという懸念はありまして、自己負担を導入し、それは応能負担なので能力のない人には軽減しますということにしてしまった以上、1口分でも保険料を出せる親がいる障害者の人とそうではない人、2口分出せる親がいる人とそうでない人の間で、それを同じ扱いにするのは、本当に公平かなという気はします。だから、ある程度は算入されても仕方がない部分があると思います。他方で、自立支援制度は、国の方の都合のいい制度であることは間違いないのですが、親の真摯な気持ちを上手く使ってお金を出してもらっているから、親に掛金を払う気持ちを出させるためにはそれなりの理解のある制度設計でないといけないわけです。なんとか2口受けさせてやりたい、そうすればこれだけ余裕のある暮らしができるだろうという見通しだったはずですので、それなりの制度設計をしないとイケないと思います。

(加藤委員)

親亡き後の子のために切なる気持ちで積み立ててきたとはいえ、実際の親御さんたちは、それほど、細かくは考えてないと思います。結局、ある程度は収入として算定せざるを得ないと思います。「利用者負担算定対象収入から除外」の方向だけであっせんするのは無理だという感じがいたします。やはり中間くらいでしょうか。

(堀田座長)

親としては、生存権の保障は最低限度の保障でしょうし、1口、2口に制限していたのだから、その分だけは守らないといけないということでしょうか。

大森委員は、「利用者負担算定対象収入から除外」の方向でのあっせんがよいというご意見でしたね。

(大森委員)

関係者のほとんどは、そういう意見です。これに対する世論の形成はされています。私どものあっせんが、それに対して後退するものであってはならないと思います。

(谷委員)

共済加入者が減ってきているのはなぜですか。

(室長)

明確な原因は定かではありませんが、新規の加入者より亡くなられる方の方が多くなり、その増減の結果こうなったということがあります。また、平成8年に制度改正があり、若干の掛金の値上げがあったことも影響していると考えられます。

(谷委員)

加入者が減っているということは、制度の魅力がなくなっているということではないでしょうか。制度そのものを今後どうしていくのでしょうか。

(室長)

制度の立て直しを図った上で、今後も継続していくこととされています。

(小早川委員)

確かに、自立支援制度下では、手元に残る保証がなくなるということであれば、魅力がある共済制度とは言えなくなると思います。しかし、給付金全額を利用者負担の算定対象収入から外すというのではなく、制度に加入した親の気持ちを大切にするためには、例えば、半分くらいまでは手元に残るような方向に見直すべきだといった理論構成で進めていったらよろしいのではないかと思います。

(堀田座長)

厚生労働省で自立支援ということをどういうふう考えているのか。この点の確認と生存権の保障、その辺りの支援の仕方、とにかく自分で負担することが自立という考えが行き過ぎて、今揺り戻しがきているが、どの辺りまで揺り戻しがきているのか、もう一度世の中の動きを把握してもらって、次回に、それを踏まえた理論付けをした上で、あっせん内容の決定をしていきたいと思います。

② 郵便貯金の払戻金に関する権利消滅について

それでは、議事次第の3番目、「郵便貯金の払戻金に関する権利消滅について」の事案について審議をお願いします。事務局から事案について説明してください。

《室長から事案の概要を説明》

(事案の概要)

- 私は、定額郵便貯金の満期後、貯金証書を紛失していることに気づき、全額払戻しのため郵便局から払戻証書の交付を受けたが、当時私は、入退院を繰り返しており、払戻証書のことをすっかり忘失してしまい、払戻金に関する権利を消滅してしまった。この払戻証書について、有効期間（6か月）経過後3年間、再交付の請求を行わないと、払戻金に関する権利が消滅してしまうとのことであるが、
 - ① 貯金証書を紛失した場合は、払戻証書の交付を受け、それと引き換えでなければ、払戻金を受け取ることができないということではなく、市中銀行のように、郵便局の窓口において、本人確認等ができれば払戻金を受け取ることができるようにしてほしい。

- ② また、払戻証書による払戻金請求の権利消滅までの期間（通算3年6か月）は、事情を抱える者にとっては余りに短いので、これを延ばすことができないか、検討してほしい。

（堀田座長）

本件については、こうして全体が縛られており、大きな流れの中で決まっているのであり、事務局もいろいろと調べてくれましたが、どうも払戻金の権利消滅に関しては、法改正すべきとまでは言えない。窓口で即時払いにするためのオンラインシステムの改善についても、これを引き継いだゆうちょ銀行の経営判断によるところが大きく、その取組みを待つしかない。そうすると、もう少し催告等のサービスをきちんとやりなさいということになるといった報告でしたが、いかがでしょうか。

（小早川委員）

結論としては、これしかないかなと思います。前例を継続すると決定しているのでそれらについて変えられないという点については、必ずしも釈然としませんが、時効の問題のような契約の基本は当時のまま継続ということで仕方ないと思います。ただ、本来、当時から実施すべきであったサービスについては、遅まきながらでも実施してもらうべきであると思います。

（秋山委員）

催告は、債務の履行を求める際に使う言葉ですので、そのような法的意味での催告ではなく、通知やお知らせという実態に合った言葉で、これを実施すべきだというあっせんがよいのではないのでしょうか。

（堀田座長）

よろしいでしょうか。それでは、このラインでしっかりとやることはやるように言ってもらうことが必要かと思えます。

以上